

退職給付会計基準の公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 24 年 5 月 17 日に、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表しました。この退職給付に関する会計基準の見直しについては、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえて検討を重ね、最終基準として公表するに至ったものです。

今回は、財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人のそれぞれのお立場でご活躍されている皆様にお集まりいただき、退職給付に関する会計基準について実務家の視点から貴重なご意見を頂戴いたしました。

また、併せて、読者の理解に資するよう ASBJ 研究員による解説を別途掲載しています。



（敬称略）

（株）格付投資情報センター
格付本部チーフアナリスト ごとう じゆん 後藤 潤

パナソニック（株） 理事
東京支社経理グループ
グループマネージャー やまだ ひろし 山田 浩史

有限責任 あずさ監査法人
パートナー みわ たかのぶ 三輪 登信

ASBJ 常勤委員（退職給付
専門委員会専門委員長） みやこ まさし 都 正二

〔司会〕 ASBJ 専門研究員 まえだ けい 前田 啓

1. 座談会「退職給付に関する会計基準の見直し」について _____ 17

2. 企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び
同適用指針の解説 _____ 35

ASBJ 専門研究員 まえだ けい 前田 啓



座談会 「退職給付に関する会計基準の 見直し」について

I 基準改正の経緯

前田 企業会計基準委員会（ASBJ）の専門研究員の前田です。ASBJのスタッフとして今回の会計基準の作成に携わった関係で、本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、この座談会にご出席いただいた皆様のご紹介をしたいと思います。

株式会社格付投資情報センターの格付本部チーフアナリストである後藤さんは、公益社団法人日本証券アナリスト協会の企業会計研究会の委員でいらっしゃいます。本日は、財務諸表利用者の視点からご意見を頂戴したいと思います。

次にパナソニック株式会社理事、東京支社経理グループ グループマネージャーである山田さんは、ASBJの退職給付専門委員会の専門委員、ASBJのアドバイザー・ボディである基準諮問会議の委員でいらっしゃり、また、国際会計基準審議会（IASB）のアドバイザー・ボディである世界作成者フォーラム（GPF）のメンバーでもあります。本日は、財務諸表作成者の視点からご意見を頂戴したいと思います。

続いて有限責任あずさ監査法人のパートナーである三輪さんは、退職給付専門委員会の専門

委員でいらっしゃいます。本日は、監査人の視点からご意見を頂戴したいと思います。

最後に ASBJ の委員である都さんは、退職給付専門委員会の専門委員長であり、今回の会計基準を取りまとめました。本日は、会計基準の検討内容の説明も含め、議論に加わっていただきたいと思います。

それでは、早速、都さんから、退職給付に関する会計基準を改正するに至った経緯について、簡単にご説明をお願いしたいと思います。

都 ASBJ の退職給付プロジェクトは、IASB による国際会計基準、具体的には IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）の見直しの議論等を踏まえて中長期的に取り組むこととされてきました。平成 21 年 1 月には「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、これに寄せられたコメントを分析し検討を重ねた結果、ASBJ は退職給付に関する会計基準の見直しを 2 つのステップに分け、ステップ 1 として平成 22 年 3 月に、現在の「退職給付に係る会計基準」（以下「平成 10 年会計基準」という。）を改正する公開草案を公表しました。

この公開草案に寄せられたコメントの中には、退職給付会計の改正は関連諸制度との調整が必要となること等を踏まえて、個別財務諸表への適用は慎重に検討すべきという意見があり

ました。こうした中、個別財務諸表を当面どのように取り扱うべきかについて意見を聴取するために、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）内において平成 22 年 9 月に「単体財務諸表に関する検討会議」（以下「単体検討会議」という。）が設置され、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いが当該会議における論点の 1 つとして取り上げられて議論されました。単体検討会議の報告書は平成 23 年 4 月に公表され、ASBJ では報告書で示された方向性の考え方を十分斟酌しつつ、その後も時間をかけて慎重に検討を重ねた結果、本年 5 月に企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「改正会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「改正適用指針」という。）が公表されるに至りました。

II

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理

1. 改正目的

前田 ありがとうございます。それでは、改正会計基準の具体的な改正内容に移りたいと思います。主な改正点としては、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（以下「未認識項目」という。）の会計処理、退職給付債務の計算方法、開示の拡充の 3 点が挙げられますが、最初に取り上げる項目は、未認識項目の会計処理についてです。都さんから、改正目的についてご説明をお願いしたいと思います。

都 今回の改正会計基準では未認識項目について、B/S 上は遅延認識を廃止するため、B/S 即時認識と呼ばれることもあります。これが財務報告を改善する大きな改正項目の 1 つになります。

現在の平成 10 年会計基準は、数理計算上の

差異及び過去勤務費用を平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に処理することとし、費用処理されない部分、すなわち未認識項目については財務諸表に計上されない取扱いとなっています。いわゆる遅延認識と呼ばれる方法であるため、退職給付に係る負債は、退職給付債務にこの未認識項目を加減した額から、年金資産を控除して計上されています。この結果、積立不足であるにもかかわらず前払年金費用として資産が計上されることがあり、他方、積立超過なのに退職給付引当金として負債が計上されることがあり得るなど、退職給付制度に係る状況について財務諸表利用者の理解を妨げているのではないかという指摘がありました。

このため、改正会計基準では、国際的な会計基準も参考にしつつ検討を行った結果、数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、当期に費用処理されなかった部分となる未認識項目については、その他の包括利益（以下「OCI」（Other Comprehensive Income）と表記する。）に含めて計上することとしました。したがって、税効果を調整の上、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されることとなります。この結果、退職給付債務から年金資産を控除した額が、積立状況を示す額としてそのまま貸借対照表（B/S）に計上されることとなります。

前田 P/L 上の取扱いについては、現行と同じであるという理解でよろしいでしょうか。

都 そのとおりですね。費用処理については現行と同様に、平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に処理する取扱いに変更はないため、当期純利益に及ぼす影響はありません。ただし、当期発生した未認識項目を OCI として計上する会計処理に変わるため、その後の期間においても具体的な会計処理の変更が生じます。説明すると、その他の包括利益累計額に計上された未認識項目については、その後の期間

において費用処理する必要があり、OCIの組替調整を行うこととなります。これが、いわゆるリサイクリングと呼ばれるものです。

なお、改正会計基準においてこれらの取扱いは連結財務諸表に適用されるものであり、個別財務諸表上は当面の間、現行の平成10年会計基準が適用される点に留意する必要があります。

前田 財務諸表利用者である後藤さんは、今回の改正内容についてどのようなご意見でしょうか。

後藤 未認識項目がB/S即時認識になったことについては、比較可能性の向上や経済的事態の把握がしやすくなる点から、多くのアナリストが歓迎するところだと思います。未認識項目は「積立不足」の一部であり、多くのアナリストが注記から数字を拾って、財務諸表を調整した上で財務分析をしているのが現状です。私が所属する格付会社でも、必要に応じて財務指標を計算する際に数値を調整して、財務分析をしております。こうした調整もアナリストの技能のうちともいえますが、ただ、数百家を一度に分析することになると作業負荷は重く、はじめからB/Sに反映していただきたいと思っていたところです。年金資産は時価評価の結果、每期変動するものであることや、退職給付債務は退職率、死亡率、割引率、予定昇給率などの基礎率をベースに計算しており、見積計算の結果であることから、借入金や社債といった有利子負債より数字の精度の点で劣るのは承知の上で、精度が多少劣るとしても、「積立不足」が網羅的にB/Sに反映されているほうが、企業の財務上のリスクを把握するためには有益と考えます。

費用処理方法については、年金資産の運用をはじめ企業年金の制度に関する経営者の責任をいかに考えるか、本来の企業活動をどこまでと捉えるかにより、意見が分かれるところだと思います。私としては株価の変動による影響を



株式会社格付投資情報センター

格付本部チーフアナリスト

後藤 潤氏

なるべく抑えるように努力することも経営の責任だとは思いますが、その変動をそのまま毎期の業績に反映させることには抵抗があります。従前の会計処理でも、株価の動向等でそれなりに退職給付費用が每期増減しており、数期間の動向をみて、平均的な退職給付費用の水準を考えて、利益・キャッシュ・フロー予測をしているのが現状です。一度に全額を当期純利益で認識することが、予測可能性を向上させるとはあまり思えません。積立不足部分の金額自体の正確性の点で精度に難があるのですから、每期B/Sに計上した未認識項目を平均残存勤務期間以内で均して、損益に反映していく方法にも、それなりに合理性があるのではないのでしょうか。リサイクリングについて、IASBは十分に協議をしていない段階であり、費用処理について従来の処理を継続するという今回の決定は、多くのユーザーから理解を得やすいものと思われれます。

前田 ありがとうございます。山田さんは財務諸表作成者の視点からこの改正についてどのように評価されているのでしょうか。

山田 国際的な会計基準とのコンバージェ

ンスを図るために、未認識項目について、連結財務諸表において、B/Sにオンバランスすることが今回の改正の重要なポイントです。一方、P/Lについては、数理計算上の差異や過去勤務費用の費用処理方法については変更していません。これらの未認識分は税効果を調整の上、いったんはOCIを通じて純資産の部に計上され、翌期以降にリサイクリング（組替調整）されます。結果として、改正会計基準は、回廊アプローチの取扱い等の一部の差異はありますが、現行の米国会計基準の取扱いに近似した会計処理になっています。今回の改正会計基準を国際財務報告基準（IFRS）と比較しますと、IAS第19号が2011年に改訂された結果、未認識項目をB/Sにオンバランスする点は同じですが、IFRSはOCIから当期純利益にリサイクリングしませんので、P/Lの取扱いは異なるものとなっています。

未認識項目についてB/Sでオンバランスすることは、国際的な会計基準とのコンバージェンスを図ることができますし、退職給付に関する積立状況を適切に負債（又は資産）に計上することになりますので、財務諸表利用者にとっては理解しやすくなる改善であると思います。退職給付に積立不足がある場合は、改正会計基準の適用後は、連結のB/S即時認識によって負債が増加し、純資産の部のその他の包括利益累計額が減少（税効果計算後）する企業が多いものと考えられ、その影響を十分に見極めて対応する必要があります。また、経営者は投資家に対して、連結B/Sの変化は会計基準の変更に伴うものであり、業績（P/L等）については影響がない旨を丁寧に説明することも重要です。なお、P/Lの取扱いについては、OCIから当期純利益にリサイクリングしないIFRSの会計処理は当期純利益の概念を歪めることになるため適切ではなく、従来取扱いを継続した改正会計基準の取扱いのほうが妥当であると考



パナソニック株式会社 理事
東京支社経理グループグループマネージャー
山田 浩史氏

えます。改正会計基準では、リサイクリングを行う結果、退職給付関連のコストも適切に原価計算に織り込むことができます。

前田 ありがとうございます。監査人のお立場から、三輪さんはB/S即時認識についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

三輪 今回、未認識項目のB/S即時認識が導入されましたが、先ほど述べられた背景や財務諸表の分かりやすさの向上といったメリット等に鑑みれば、評価できるものと感じています。今回の改正によって、例えば企業の資産とはいえないようなものが資産計上されるという面からは解放されますが、一方で、運用の巧拙が純資産に大きな影響を与えかねないことから、経営者にとっては、年金制度・運用への理解・リスクコントロールといった点に関する説明責任が今まで以上に求められるのではないかと考えています。本来、退職給付に係る説明責任は、投資家等の外部だけでなく、従業員や受給者といった内部に対しても求められるものと思いますので、説明責任が増すことで、退職給付制度の理解を内外ともに促進し、経営の観点

からの対応が図られる可能性を高めるという点で、良いチャンスであると評価できるでしょう。さらに、国際的にも未認識項目のBS即時認識は行われていますので、これとの調和が図られるというのもメリットと考える企業もあるのではないかと思います。

他方、OCIに計上される未認識項目は、いわば有価証券の評価損益と同様に、必ずしも確定的なものではありません。したがって、OCIに計上される未認識項目が利益だから、あるいは損失だからといって近視眼的な対応に陥らないように気を付ける必要もあると思っています。こういったデメリットになりかねないところについては、経営者の理解と説明責任の充足で対応する必要があるでしょう。

監査という点では、オンバランスになったからといって、従前と手続的には変わるところはありません。気持ちの上での変化はあるかもしれませんが、ただ、リサイクリングについては、その必要性等について理解はできますが、実務に定着するまでには時間を要するのではないかと思いますので、監査人の立場からは、はじめのうちは当該会計処理の妥当性を注視しておく必要があると考えています。

2. 個別財務諸表上の当面の取扱い

前田 皆様、ありがとうございます。それぞれのお立場から貴重なご意見を頂戴いたしました。続きまして、未認識項目の負債計上に関して、個別財務諸表上の取扱いは公開草案における提案から変更され、当面の間、現行の平成10年会計基準の取扱いを継続することとなりました。このあたりの経緯について、都さんからご説明をお願いします。

都 公開草案から最終基準化に至る過程で、最大の懸案となったのが、個別財務諸表への適用を巡る議論でして、とりわけ未認識項目を負債計上する取扱いが重要な論点として審議され

ました。

冒頭の基準公表の経緯で触れましたように、本件は単体検討会議で議論され、その報告書では、年金法制との関係の観点や分配可能額に影響を与える可能性などを踏まえ、慎重に対処し連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずる必要があるという方向性の考え方が示されました。

報告書を受領後のASBJの審議の過程では、年金法制による規制の結果、事業再編時に合理的な方法によって資産の移換や債務の引継ぎが困難な状況が存在し、また、受給者分は事実上移換できないため、親会社の債務として扱った上で子会社の剰余金で補われる場合もあり、個別財務諸表に未認識項目を負債として認識すると、事業再編後の経営実態を必ずしも適切に表していないとの意見や、未認識項目の負債計上は会社法上の分配可能額に影響が及ぶ可能性が懸念されるという意見がありました。

一方、年金法制による影響の程度が明確でなく、影響範囲は負担する債務の一部に限定されるのではないかという意見や、会社法上の分配可能額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を基礎として、必要な調整を加えて計算されることとされているため、上記の懸念は会計基準の策定にあたり一義的に問題とすべきものではないという意見もありました。

ASBJでは、このように市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、現時点における対応としては、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いについては、当面の間、平成10年会計基準の取扱いを継続することとなった次第です。なお、本件を個別財務諸表に任意で適用することを認めるかどうかについても検討されましたが、一連の経緯なども踏まえた結果、そうした取扱いは採用されませんでした。

前田 財務諸表作成者のお立場から、山田さんは本件についてどのような見方をされているのでしょうか。

山田 今回の改正会計基準では、未認識項目の負債計上に関しましては、公開草案の内容を変更して、個別財務諸表では、当面は平成10年会計基準の取扱いを継続し、連結財務諸表のみで、国際的な会計基準とのコンバージェンスを図ることになりました。これは、未認識項目の負債計上の個別財務諸表への適用については、金融機関との財務制限条項への抵触等の観点、年金法制との関係の観点、会社法上の分配可能額に影響を与える可能性を踏まえ、慎重に検討する必要があるという単体検討会議の報告書の意見などを踏まえたもので、この対応は当面の取扱いとして妥当なものと考えます。なお、金融機関との財務制限条項を連結ベースで設定している場合は、未認識項目が負債計上された場合の影響がありますので、金融機関との調整が必要になると思います。

審議の過程で、未認識項目の負債計上に関して、個別財務諸表に任意で適用することを認めるかどうかについても検討されましたが、最終的には、任意適用の取扱いは採用されませんでした。個別財務諸表における任意適用の是非については、市場関係者の合意形成が十分に図られていない現時点で、個々の基準で方向を定めるのは適切ではなく、また、関連諸制度に影響を及ぼす可能性も懸念されるため、個別財務諸表に関する改正会計基準の取扱いを支持したいと思えます。

前田 財務諸表利用者のお立場から、後藤さんは今回の対応についてどうお考えですか。

後藤 個別財務諸表については、金融機関との財務制限条項への抵触等の観点、分配可能額に影響、年金法制への関係を慎重に検討する必要があるという意見も考慮し、あくまで当面の対応として、今回の改正会計基準にあ

たって、会計処理の連結・単体の分離を図ったものと解釈しております。会計基準の連単分離の議論については、まだ結論が出ているわけではなく、これを機になし崩し的に、連結財務諸表と個別財務諸表の分離が図られていくことを危惧しております。個別財務諸表の品質を確保する意味でも、連結全体における提出会社の重要性を測る意味でも、基本的には連結財務諸表と個別財務諸表は同一の会計処理を採用すべきであると考えます。特に企業の信用力を評価するにあたっては、債務を返済するのは連結グループではなく、当該債務者であることから、単体の財政状態や流動性も慎重に吟味しなければなりません。その観点から、単体の財務諸表、経営成績を示す個別財務諸表はやはり重要な情報であり、可能な限り経済的実態を反映したものであってほしいと考えています。

IFRS適用の議論が混迷し、日本基準、IFRS、米国会計基準が混在する状況が解消される時期が不透明な中、さらに連結と単体が別の会計基準となった場合、グローバルどころか国内企業だけをとりまます財務諸表の比較可能性が低下することになり、この事態は早急に解消していただきたいというのが、多くのユーザーの願いなのではないでしょうか。

前田 三輪さんは、この取扱いについてどのようなご意見をお持ちでしょうか。

三輪 理論的な観点からは、1つの会計基準の中で、同じ事象に対する会計上の取扱いが連結と個別で異なるということに対して、やはり違和感があります。先ほどご説明いただいたように、背景や経緯、諸般の事情に対しても一定の理解はできますので、今回の改正によって少しでも財務報告の改善が進むのであれば良いとは思いますが、その一方で、改正の意義に照らして考えますと、連結でB/S即時認識への改正に意義を見出していることとの整合性もやはり看過すべきではないと思われま

これまでと同じ取扱いを個別財務諸表上は踏襲しているわけですので、財務諸表の作成者にとっても利用者にとっても、さほどの混乱はないかもしれません。ただ、連結と比較したときに、表示科目も異なりますし、どちらが正しい姿なのだろうと、利用者にとっては分かりにくいといった印象を持たれるかもしれません。作成者や利用者の今後の声にも、個人的には興味を持っています。

III

退職給付債務及び勤務費用の計算

1. 給付算定式基準の導入

前田 続いて取り上げる項目は、退職給付債務及び勤務費用の計算に関する改正です。まず最初に、退職給付見込額の期間帰属方法として、新たに給付算定式基準が導入された経緯について、都さんからご説明いただけますでしょうか。

都 現在の平成10年会計基準において、退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準を原則的な方法としつつ、一定の場合には支給倍率基準、ポイント基準などを認めており、給付算定式基準のみを認めているIFRSや米国会計基準とは異なっていました。給付算定式基準とは、ごく簡単にいえば、退職金規程などで定められた給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、各期の発生額とする計算方法です。例えば、給付算定式が支給倍率に基づくものであれば、支給倍率の増加に比例して退職給付見込額の期間帰属も増加するような計算が行われることになると考えられます。改正会計基準は、給付算定式基準を新たに導入し、期間定額基準との選択適用を認めることとしています。

審議の過程では、期間定額基準を選択適用として残すか、これを廃止して給付算定式基準の

みとするかどうか議論となりました。前者の見解は、期間帰属方法を合理的な仮定に基づく労働サービスの費用配分方法の一種と考えるものであり、時の経過に基づく配分も否定されないという、従来の考え方によるものです。一方で、後者の見解は、労働サービスは給付算定式に従ったパターンで費消されているとみるべきというものです。最終的には、期間定額基準を選択適用で残すべきという結論になりました。

前田 新たに導入される給付算定式基準について、三輪さんはどのようにお考えでしょうか。

三輪 給付算定式基準の導入に関しては、3つのポイントでお話させていただきたいと思っています。

まず1つ目は、当該改正は評価できる部分とそうでない部分があるという点です。退職給付債務は見積計算ではありますが、それが決算に影響を与える数値である以上、できるだけ企業の実態を反映した負債や費用となるような計算方法であることが望ましいと思います。昨今は成果型の退職給付制度も増加していますので、こうした制度を導入した経営者の意図を反映す



有限責任 あずさ監査法人 パートナー

三輪 登信氏

る上でも、給付算定式基準の導入は有用であると思います。IAS 第 19 号との整合性が図られるという点も、IFRS 適用を目指す会社にとってみればメリットになるでしょう。

給付算定式基準によれば、期間定額基準のような費用配分方法も、退職給付制度がそのような作りになっていれば対応できますので、いわば万能な配分方法だと思います。にもかかわらず、期間定額基準との選択適用となっている点については、計算受託機関などにとっては、簡便であり、従来と同じで手数も掛からないといったメリットがありますが、作成者や利用者にとって、どの程度メリットがあるかという点にはかりかねています。

期間定額基準は、これまで日本の退職給付債務計算の原則的な方法でしたし、簡便で分かりやすく、実務でも浸透しているとはいえると思います。ただし、成果型の退職給付制度の退職給付債務を、その実態に応じて評価できる計算方法かといわれれば、給付算定式基準に一步譲らざるを得ないのではないかと思います。成果型の制度であっても期間定額基準を採用できるという状況は、比較可能性という観点からも残念な気がします。

2つ目は実務的な困難性への対処です。先ほど給付算定式基準の万能ともいえる面についてお話ししましたが、退職給付制度は企業によってさまざまですので、万能ということは、それだけ柔軟性が高いということにもなります。言い換えれば、正しく適用するためには、相応の手間暇をかけて対応する必要があるということです。

これが、デメリットとして良く指摘される点であり、作成者及び監査人とも十分留意すべきところだと思います。どのように設定するのが妥当かを、計算受託機関等も交えて議論する必要がある場合も多いと思いますので、それなりに時間を要することを見込んで、監査人も対応す

る必要があると感じています。また、監査を行う上でも、期間定額基準に比べれば判断を要する場面も多くなりますので、事前に検討しておく必要があると感じています。改正によるメリットを享受するためには、こうしたデメリットを最小限にする必要があるでしょう。

3つ目は、意思決定の重要性です。今回の改正によって選択肢が新たに生じたわけですが、この選択は会計方針として継続適用するとされています。ただし、改正会計基準を最初に適用する時点では自由に選択可能であり、遡及適用も求められません。ところが、その後に正当な理由により変更しようとする、会計方針の変更となって、遡及適用が求められるなど、かなりハードルが高いという点に留意が必要です。

したがって、作成者におかれましては適用開始までの時間は必ずしも十分ではないかもしれませんが、その中で十分に考えて、いずれの期間帰属方法を採用すべきかを意思決定する必要があるといえます。

都 最後にコメントされた給付算定式基準の選択について補足させていただくと、審議の過程において、この改正会計基準を実務へ適用する際に、期間帰属方法についてどちらを選択するかは経営判断を伴う課題であり時間を要するという意見がありまして、適用時期の検討において配慮しています。

前 田 ありがとうございます。期間定額基準を残すかどうかは退職給付専門委員会でも時間をかけて議論されましたが、山田さんは今回の結論について、どのように評価されているでしょうか。

山 田 今回の改正会計基準では、国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るために、退職給付見込額の期間帰属方法に給付算定式基準が導入されました。議論になったのは平成 10 年会計基準で原則的な方法とされていた期間定額基準を残すか否かということでしたが、

最終的には期間定額基準は残ることになり、給付算定式基準との選択適用になりました。国際的な会計基準に合わせるのであれば、期間定額基準は削除すべきという意見もありましたが、期間定額基準を残してほしいというコメントが公開草案に多く寄せられており、議論の結果、期間定額基準を否定するまでの根拠がないために、期間定額基準は改正会計基準において残ったと理解しております。

私は次の3つの理由で、期間定額基準を容認したのは妥当であると考えております。第1は、我が国の退職給付会計では退職給付見込額の期間帰属方法を費用配分の方法と考えており、勤務期間を基礎とする費用配分方法である期間定額基準は合理的な方法の1つと考えられ、多くの日本企業が採用しているためです。第2は、給付算定式基準は、給付算定式が著しく後加重である場合にはその部分を均等に補正するなど、計算が複雑であるのに対して、期間定額基準は計算が簡便で分かりやすいという点です。第3は、日本企業については、給付算定式が後加重になることが多く、その場合、その部分の均等補正を求める給付算定式基準と期間定額基準では、重要な差異がないケースも多いと思われるからです。

今回のコンバージェンスの対応は、IFRSと同じ給付算定式基準を導入するとともに、それと実質的に重要な差異がないケースが多く、実務的にも簡便であり、基本的な考え方としても論拠のある期間定額基準も選択肢として認めており、現実的な対応として評価できると思います。

前田 後藤さんは、選択適用の取扱いについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

後藤 ユーザー側としては、財務諸表の比較可能性の観点から選択適用が可能な状況はあまり好ましくないと考えています。日本企業の退職給付制度では、年功序列型の制度がまだ多

く、給付算定式基準を採用した場合、給付額が著しく後加重になり、均等補正をせざるを得ないケースが多くなると思われます。実務的に負担は重いにもかかわらず、結果的にも期間定額基準を採用した場合と大きな差がないと思われるなど、期間定額基準を残した理由も理解はしております。ただ、労働サービスは給付算定式に従ったパターンで費消されているとみる給付算定式基準のほうが合理的であることや、そもそもIFRSでは期間定額基準は存在せず、期間定額基準がIFRSで将来的に認められる可能性もほばないことを考えると、ここは潔く給付算定式基準へ統一、最低でも給付算定式基準を原則とすべきだったのではないかと思います。退職給付制度も、かつてよりは年功序列的なものから変わってきていると思われ、給付算定式基準の優位性は高まっていくのではないのでしょうか。

2. 割引率の見直し

前田 続きまして、割引率の見直しについて、都さんから経緯についてご説明をお願いします。

都 退職給付債務の計算において、重要な計算基礎をなす割引率の見直しは、先ほどの給付算定式基準の導入と同様に、国際的な会計基準とのコンバージェンスを図ることが目的の1つです。

現在の取扱いでは、割引率決定の基礎となる債券の期間について、退職給付の支払見込日までの平均期間を原則としながらも、実務上は従業員平均残存勤務期間に近似した年数とすることができま。退職給付見込額を現在価値に割り引く際に使用する割引率は、結果として、支払時期のみを考慮しているといえます。

しかしながら、退職給付債務は、支払時期や支払金額がそれぞれ異なるものから構成されており、割引率はそれぞれの支払時期に応じたも

のを使用することが理想的です。退職給付債務をより適切に割引引くべきと考えたことや、国際的な会計基準における考え方との整合性を図るために、割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映したものを使用するという取扱いに変更しております。

前田 具体的にはどのような適用方法があるのでしょうか。

都 適用指針では、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が示されており、実務上はこれらの方法を選択して適用することになると考えられます。

前田 割引率の見直しは実務への影響が大きそうですが、三輪さんはこの改正についてどのような見方をされているのでしょうか。

三輪 今回の改正項目の中でも実務的な負荷が高くなり得ると思われるのが、この割引率の見直しです。確かにIAS第19号ではイールドカーブに基づく割引率の設定も想定されていると思われまじ、理論的でもあると思えます。一方で、見積計算にそこまで精緻さや複雑さを求めることに対する疑問の声もあると思えます。実務的に対応が間に合うかといった観点も考えられるでしょう。

結局どこで手を打つか、という話なのかもしれませんが、個人的には見積計算だからといって、適当に方法を統一して比較可能性が保たれていけば良いというのではなく、当該企業として認識すべき負債・費用としての妥当性の観点にも配慮すべきではないかと考えています。費用対効果を見捨ててはいけませんが、既にIAS第19号による実績が諸外国にはあるわけですし、企業ごとに異なる退職給付制度の特徴を、計算の精緻化によって反映すれば、財務情報の有用性を見出せるものと考えています。また、

この見直しによって、IFRS適用という観点からは、IAS第19号ベースの退職給付債務との差が縮まることも期待できますので、手間は掛りますが、私は評価できるポイントも多いと思います。

割引率の見直しは、退職給付債務の計算過程や利息費用の算定、あるいは単一の加重平均割引率を使用するための各種対応などに影響しますので、計算受託機関や企業、また、監査人にとっても、検討要素の多い改正項目であるといえます。そのぶん検討には時間を要する場合もあると思えますし、割引率は毎期変更の要否の検討も求められますので、適用開始後のこうした実務への影響という点にも留意しておくことが望ましいと思われまじ。

ただ、惜しむらくは、割引率の重要性基準が存置されていますので、本来あるべき退職給付債務とは異なった金額でB/S即時認識される場合があるという点です。重要性基準自体は、既に実務でも浸透していて、その有用性にも一定の評価がされている点には疑いようもありません。ただ、IFRS適用という観点からは、IAS第19号とは異なる退職給付債務を管理しなければならないことや、計算を精緻化するメリットが部分的に損なわれかねない点については、やはり残念な気はします。こうした点が、改正後の退職給付会計における分かりにくさにつながる可能性も私は懸念しています。負担の程度とメリットとの比較や本来どうあるべきかなど、作成者や利用者の声も踏まえて、さらなる検討が望まれるところだと思います。

前田 山田さんは実務上の観点から、どのようなご意見をお持ちでしょうか。

山田 割引率については、改正前適用指針では、割引率決定の基礎となる債券の期間について、退職給付の支払見込日までの平均期間を原則としながらも、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることを容認して

いました。年金制度を採用している場合は、退職給付の支払見込日までの平均期間と従業員の平均残存勤務期間にはかなりの乖離があり、それが割引率の決定にも影響を与える可能性があります。今回、国際的な会計基準における考え方の整合性を図るために、退職給付の支払見込期間を反映した割引率を使用するのは妥当な取扱いであると考えます。

改正適用指針における具体的な例示の中では、複数の割引率を使用する方法よりも、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法が実務では使用しやすいと思います。改正前適用指針で容認されていた従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎として割引率を計算するのは比較的容易でしたが、改正適用指針による割引率を計算するためには、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を予想する必要がありますので、割引率の計算のための手間が掛かる点に留意して準備することが必要です。

なお、支払見込期間ごとの金額を予測する方法ですが、退職給付債務を計算するときに、アクチュアリーからデータの提供を受けるか、退職給付の計算システムを使っている場合は同時に計算する方法を使えば、精度の高いデータが得られると思います。

前田 後藤さんは割引率の見直しについて、どうお考えでしょうか。

後藤 今回の変更は、将来キャッシュ・フローとの整合性を考えれば、妥当な変更であると思います。金額的に大きな差がないならば、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映している限りにおいては、実務上は例示に限らず、簡略な方法を採用していただいて良いと思います。三輪さんのおっしゃるとおり、当該企業として認識すべき負債・費用としての妥当性への配慮が必要なのは言うまでもありません。

IV 開示項目の拡充

前田 それでは、改正内容としては最後になります開示項目の拡充について、都さんからご説明をお願いします。

都 改正会計基準では、財務情報の有用性を高めるため、より多くの項目の注記を求めている国際的な会計基準を参考にして開示項目の拡充を図っています。ただ、2011年に改訂されたIAS第19号では、感応度分析に関する情報など、さらなる開示項目の拡充が図られていますが、今回の改正会計基準ではそこまでの対応は図っていません。

従来の取扱いと比較すると、まず、退職給付債務や年金資産について期首残高と期末残高の調整表が新たに求められます。これは、期中の増減内容を要因別に示した内訳表であり、従来はこれらの期末残高しか開示されていないため、財務諸表利用者は退職給付債務や年金資産がなぜ増減したのかを把握することが難しかったのではないかと思います。今回の注記の追加は有用性の向上につながる事が期待されま



ASBJ 常勤委員

(退職給付専門委員会専門委員長)

都 正二氏

す。改正適用指針の本文で掲げた項目はあくまでも例示であるため、重要な事象が発生すれば、適宜、その内容を示す項目名で開示することが必要になると考えられます。

また、年金資産の主な内訳として、株式や債券などの種類ごとの割合又は金額を開示することも新たに求められます。

なお、公開草案に対して寄せられたコメントの中には、コスト・ベネフィットの観点から開示の拡充については慎重に検討すべきという意見があったことを踏まえ、公開草案で提案されていた、事業主が翌年度に支払うと予想される概算額の注記を求めないこととしたなど、公開草案の内容の一部が修正されました。

前田 開示項目の拡充は財務諸表利用者にとっての有用性が増すのではないかと思います。後藤さんは今回の改正についてどのような見方をされていますか。

後藤 公開草案から、退職給付債務・年金資産の調整表の項目として例示されていた加入者からの拠出、企業結合、外貨換算、制度終了などが削除されていますが、これまでの退職給付債務等の計算基礎と退職給付債務・退職給付費用の内訳にとどまっていたものから、大きく開示内容の充実が図られたものと評価しています。

退職給付債務と年金資産の期首残高と期末残高の調整表は、年金の積立不足がどのような理由で変動しているかを把握するのに有益な情報です。年金資産に関する内訳の開示についても、年金資産のボラティリティを予測させる情報として重要な情報であり、なるべく詳細な情報開示が慣行として根付くことを希望します。

改訂IAS第19号では、確定給付制度が将来キャッシュ・フローの発生時期及び変動にどのように影響する可能性があるかについて説明を求めています。将来的に、これらに関する注

記もご検討いただければ大変ありがたいです。特に感応度分析については、予測が難しい退職給付関連項目について、一定の示唆を与えてくれるものであり、IAS第19号の今後の開示状況も踏まえて、前向きにご検討いただければと思います。

前田 山田さんは実務対応に向けてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

山田 今回の改正会計基準では、2011年改訂前のIAS第19号などを参考にして、大幅な開示の拡充を図っています。特に退職給付債務や年金資産についての期首残高と期末残高の調整表、及び年金資産の主な内訳の開示が大きな変更点です。これらの開示を充実することによって国際的な会計基準とほぼ遜色ない水準の開示になりましたので、利用者にとって有益な情報が多く提供されることになると思います。

一方、作成者の負担についてですが、米国会計基準で今回の改正と同様の開示を行っている弊社の経験では、追加された開示データを把握するためには、一定の追加コストと労力が発生します。期首・期末残高の調整表のデータについては、退職給付債務や退職給付費用を計算する過程で把握できているものもありますが、従来は開示の必要がなかったため簡便的に対応しているケースもあり、監査に耐えるレベルのデータを準備する必要があります。特に連結子会社が多い大企業の場合は、子会社によっては調整表のデータを十分に準備できないケースや海外子会社の場合は為替換算調整も発生しますので、開示のための負担は大きくなると思います。年金資産についても、連結ベースで年金資産の主な内訳の情報を集計する必要があります。

なお、今回、最終基準化される過程で、退職給付信託の開示について、年金資産の合計額に対する割合が重要である場合のみに、その割合

又は金額を付記することになり、公開草案に比べて一部開示が簡素化されたことは開示の効率化の観点から評価できると思います。

都 ただ今、山田さんが最後に言及された退職給付信託の開示については、最終基準化に至る最終局面で議論されましたので、経緯について補足説明をしたいと思います。発端は、退職給付専門委員会において、この注記に関して問題提起されたことでありまして、これを受けてASBJの本委員会において行われた議論の中では、企業年金制度に対して設定された退職給付信託については、一般的に分散投資により運用される制度固有の他の年金資産とはリスク特性に大きな違いが見られ、年金資産全体の重要な部分を占める場合には一定の開示が必要であるとの意見が多く聞かれました。

結論として、公開草案では、退職給付信託及びそれ以外の年金資産の期末の時価並びに退職給付債務の期末の金額を注記することとされていましたが、最終基準では、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を年金資産の主な内訳とは別に付記すると変更されました。

後藤 退職給付信託については、最終的に独立した項目とはなりませんでしたが、年金資産について一定の開示が求められており、とりあえずケアできているのではないかと思います。可能ならば、退職給付信託設定時に開示した内容の概要ぐらいは、欄外にでも記載をしていただければと思うのですが。また、昨今のAIJの問題で露呈したように、どういった先で運用していたかも非常に重要な情報だと思われます。注記でここまで求めるのは酷かもしれませんが、年金資産に占める割合が高い場合は、もう一步踏み込んで情報提供してほしいものですね。

前田 山田さんの米国会計基準における実務経験を踏まえたコメントは、今後大いに参考

になるものと思われます。それでは、三輪さんは開示項目の拡充についてどのように評価されているのでしょうか。

三輪 退職給付会計の特徴の1つとして、株主・投資家・債権者に加え、従業員・受給者・年金基金・受託機関・運用機関など企業内外に幅広い関係者がいるということが挙げられると思います。また、会計そのものが複雑であるという認識に加え、法令規制等により退職給付制度の柔軟・タイムリーな対応には限界があるという点も挙げられると思います。このため、退職給付会計について、その内容をきちんと把握しておきたいというニーズは、結構あるのではないかと考えています。

今回の開示項目の拡充は、こうしたニーズにかなり応えていると思いますので、利用者からは歓迎されるものと思います。特に、退職給付債務や年金資産の期首残高から期末残高への調整表や年金資産の主な内訳などは、制度の状況や運用スタンスなどを理解する上で非常に有用な開示であると思います。

ただ、作成者や監査人においては間違いなく負担が増えるわけですし、情報過多になればそれだけ利用者にとっても必要な情報にたどり着きにくくなるといった弊害も考えられるわけですから、何でも開示することが望ましいというわけではないでしょう。そこには、内容の重要性や費用対効果等を勘案した妥当な水準というものが存在すると私は考えています。こうした観点からは、今回の開示の拡充は2011年改訂前のIAS第19号などを参考にしている点で、有用な情報を、作成者等の負担にも配慮した形で導入されているものとして評価できると考えています。

なお、今回開示が拡充されたことに加え、未認識項目についてはリサイクリングも同時に適用されますので、使いこなすには少し時間を要するかもしれません。例えば、改正適用指針第

58項に基づく OCI やその他の包括利益累計額の注記は、数値間のつながりを理解しておかないと間違えやすいのではないかと思います。作成者も監査人も、最初は少し負荷が高いかもしれません。

V 適用時期等

前田 皆様、ありがとうございます。改正会計基準の適用時期については、公開草案で提案されていた時期が見直されました。検討の経緯について、都さんからご説明いただけますでしょうか。

都 改正会計基準の適用時期は2段階になっており、まず、B/S即時認識や開示項目の拡充に係る改正は平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表、3月決算会社であれば平成26年3月期の年度末から適用され、退職給付見込額の期間帰属方法など退職給付債務の計算に係る改正は平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されます。このように適用時期が分けられているのは、新たな年金数理計算のために一定の準備期間を要するという意見を踏まえたもので、後者の適用時期を1年遅らせることとしています。

ただ、公開草案から最終基準化への審議の過程では、年金数理計算の準備状況から退職給付債務の計算に係る適用時期について、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首からの適用が困難となる場合も懸念されるという意見がありました。これを踏まえ、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、もう1年遅らせた平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首からの適用も認めています。この「実務上困難な場合」とは、例えば、適用初年度において、退職給付見込額の期

間帰属方法として期間定額基準と給付算定式基準のいずれを選択するかの適用上の判断が困難なケースも含まれるものと考えられます。

なお、改正会計基準は、実務上の負担を考慮し、過去の期間の財務諸表に対して遡及処理しないこととされています。

前田 財務諸表作成者のお立場から、山田さんは適用時期と実務上の準備に向けてどのようにお考えでしょうか。

山田 適用時期については、作成者が年金数理計算などのデータを準備するのに必要な期間や、早期適用のニーズを勘案して、妥当な時期を設定していただいたと感じております。退職給付見込額の期間帰属方法を変更する場合は新たな年金数理計算のために一定の準備期間を要するため、これらの場合は適用時期を1年遅らせたことや、標準の適用時期に間に合わない場合は一定の開示を条件にさらに適用時期をもう1年遅らせることを容認したことは、実務へ十分配慮して適用時期を設定していただいたと評価しております。

改正会計基準を適用するにあたっては、過去の財務諸表に遡及適用しないようにしたことにより、過去の退職給付債務を再計算するという過度の負担が避けられたことも、評価したいと思います。それと、先ほど、三輪さんがコメントされましたように、給付見込額の期間帰属方法を変更する場合は、適用初年度に行えば会計基準変更に伴うという理由で、遡及修正も必要ありませんが、適用初年度より後に行う場合は、会計方針を変更する正当な理由が必要以上に遡及修正も必要になり、ハードルが上がりますので注意が必要です。

前田 監査人のお立場から、三輪さんは適用時期と実務上の準備に向けてどのように評価されているでしょうか。

三輪 退職給付債務の計算に係る部分等を除き、平成25年4月1日以後開始する事業年

度の年度末に係る財務諸表から適用されることに関しては、当該基準の公表時期を勘案しますと妥当だと思います。これらは現在、作成者が入手している情報を元に対応できると思いますので、確かに手間は増えますが、対応可能な時間が確保されていると思います。

他方、退職給付債務の計算に係る部分等は、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からの適用となっています。こちらのほうは、既にお話のあった各種改正を反映する必要がありますので、準備に相応の時間を要するものと思われます。その点で、他の部分よりも後の年度からの適用とされた点については、評価できると思います。

ただ、平成 26 年 4 月の時点では決算に使用する退職給付債務の計算結果等を入手しておく必要がありますし、予算編成のことも勘案しますと、もう少し早い時点で計算結果を入手したい企業も多いのではないかと思います。そうしますと、計算に時間も要しますので、適用時期の半年から 1 年弱前には計算条件等を大まかにでも固めておくことが望ましいのではないかと思います。このため、実質的に、今回の退職給付債務の計算等の改正に 1 年ほどで対応しなければならないということにもなりかねないのですが、期間帰属方法などの重要な決定を企業に求めるという観点からは、もう少し時間がほしいという企業もあると思います。監査人としても、内容の検討には時間を要する可能性がありますので、これから急ピッチで対応を進めていく必要があると考えています。

なお、実務上対応が困難な場合には、さらに翌年からの適用も認められていますが、理由や退職給付債務の概算額の注記が求められていますので、企業としてはその適用を選択するかは消極的な気もします。監査人としても、注記された概算額をどのように監査すればよいか、少し悩ましいですね（笑）。



ASBJ 専門研究員

前田 啓氏

前 田 監査上の対応は、若干、難しい一面もあるんですね（笑）。後藤さんは適用時期についてどのようにお考えでしょうか。

後 藤 適用時期については、特に異論はございません。基準自体、注記として開示されていた部分の B/S への反映であり、さらに適用対象を連結財務諸表に絞るなど企業活動への影響を十分に配慮した内容であることから、できる限り早く適用していただくことが望ましいと考えます。作成者、監査人の方々の実務上のお手間はいろいろあるかと思いますが、適切な時期からの適用だと思います。

IAS 第 19 号の改訂動向や国内の IFRS 適用への対応の動きをにらみながらの改正作業であり、ASBJ の皆様は難しい舵取りを迫られたと思います。ただ、我々ユーザーとしては冒頭申し上げましたとおり、今回の改正で B/S 即時認識を決定していただいたことを大いに歓迎いたします。

VI 国際的な動向

前 田 ここで話題を少し変えまして、退職

給付に関する国際的な動向に関しても貴重なご意見を頂戴できればと思います。まずは都さんから、2011年に改訂されたIAS第19号の概要について、ご説明をお願いしたいと思います。

都 IASBが2011年に改訂したIAS第19号は、従業員給付の財務報告を短期的に改善するため、対象を主に確定給付制度に関する認識、表示及び開示に限定した上で見直されました。改訂内容のうち、我が国の市場関係者が特に関心の高いのは、遅延認識の廃止に係る取扱いであると考えられます。

改訂前のIAS第19号では、数理計算上の差異の認識について、回廊アプローチによる遅延認識とOCIでの即時認識(かつノンリサイクリング)の選択肢を認めていましたが、改訂IAS第19号では前者の選択肢を廃止し、後者のみの取扱いに一本化しました。また、過去勤務費用について、改訂前においては、権利が未確定のものは権利が確定するまでの期間にわたって定額法により認識する取扱いでしたが、改訂後は勤務費用として即時に認識する取扱いとなりました。これらの改訂項目はいずれも、我が国の企業がIFRSを適用する場合には大きな影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

また、改訂前のIAS第19号では、制度資産に期待収益率を乗じたものを期待収益として認識する取扱いでしたが、改訂後は確定給付負債(資産)の純額に確定給付制度債務の測定に用いる割引率を乗じた金額を利息純額として算定することとし、期待収益の考え方は廃止されています。

前田 ASBJの改正会計基準とIASBの改訂IAS第19号を比べると、冒頭で山田さんがコメントされましたように、未認識項目をB/Sにオンバランスする点は同じですが、OCIから当期純利益へリサイクリングを行うASBJの改正会計基準とはP/Lの取扱いが大きく異なっているかと思います。山田さん、この改訂

IAS第19号について、改めてご意見をうかがえますか。

山田 改訂IAS第19号のP/Lの会計処理、特に遅延認識を廃止し、数理計算上の差異をOCIに計上して、リサイクリングしない方法については、企業経営の視点からは支持できませんし、我が国の市場関係者からも重大な懸念が表明されています。改訂前IAS第19号では数理計算上の差異が遅延認識される場合にはすべて当期純利益に計上されていたのですが、改訂後IAS第19号ではOCIに計上した数理計算上の差異がリサイクリングされず、当期純利益が歪んでしまいます。この結果、当期純利益の概念が変質するとともに、数理計算上の差異が原価計算からも漏れてしまうという大きな問題があります。退職給付会計における数理計算上の差異は重要な金額であることが多いので、改訂後IAS第19号が企業経営に与えるマイナスの影響は大きいと思います。ただし、議論の過程で、選択肢の1つとして提案されました、P/Lの当期純利益で数理計算上の差異を即時認識する案(ディスカッション・ペーパーのアプローチ1)が採用されなかったことには安堵しております。もし万一、この案が採用されていれば、IFRSを採用する多くの企業は、当期純利益のボラティリティが大きすぎて、確定給付企業年金制度を維持するのが困難になると懸念していました。

それ以外でも、今回の改訂において、すべての過去勤務費用について即時に当期純利益に認識することを求めることや、従来、制度資産に期待収益率を乗じてP/L上の期待収益を求めていた方法から、退職給付債務と制度資産の純額に割引率を乗じた金額を利息純額として算定する方法に変更することは、企業経営者の実感に合わず、むしろ改悪ではないかと感じています。

現時点では、退職給付会計については、米国

会計基準の考え方（未認識項目の B/S オンバランス、P/L（当期純利益）は遅延認識でリサイクリングあり。）が企業経営の視点からは、最も適切な会計処理であると考えています。

前田 ありがとうございます。このリサイクリングを巡る議論は、財務諸表の枠組みも含めた大きな論点であり、IASB が 2011 年 7 月に公表した「アジェンダ・コンサルテーション 2011」では、将来のプロジェクトで、当期純利益と OCI に含まれる項目とその間のリサイクリングに関する論点を検討することが考えられると触れられていたところでもあります。そこで、IASB のアジェンダ・コンサルテーションへの ASBJ の対応について、都さんから簡単にご説明いただければと思います。

都 ご案内のとおり、この「アジェンダ・コンサルテーション 2011」では、IASB の今後 3 年間のアジェンダの優先順位について意見を募っており、ASBJ は 2011 年 11 月 30 日付けでコメント・レターを提出しました。

コメント・レターにおいて、IASB が優先的にアジェンダとして採り上げるべきとして 6 項目を記載しており、そのうちの 1 つである「OCI とリサイクリング」は最重要課題として提案しています。IFRS では、当期純利益へのリサイクリングの要否が会計基準ごとに分かれば、基準横断的な観点での考え方が必ずしも明確にされていない状況を踏まえ、根本的には概念フレームワークにおける論点の 1 つとして当期純利益の性質を含め利益概念を整理することや、当面のプロジェクトを設けて OCI に含まれる項目はその後にすべて統一的に当期純利益にリサイクリングすべきか否かを検討すべきことを提案しています。なお、改訂 IAS 第 19 号における退職給付債務に係る再測定部分のノンリサイクリング処理については、我が国市場関係者から重要な懸念が表明されており、OCI とリサイクリングの問題に合わせ、再検討する

ことが必要である旨をコメント・レターに記載しています。

前田 山田さんは、今後の IASB に対してどのようなご意見をお持ちでしょうか。

山田 IASB の「アジェンダ・コンサルテーション 2011」に対するコメントで、市場関係者から「OCI とリサイクリング」について、重要性が高いテーマであるという声が多く寄せられています。改訂 IAS 第 19 号は、このテーマについての検討が十分にされないまま、会計基準の改訂を進めてしまったために、多くの市場関係者の納得が得られない結果になっていると思います。数理計算上の差異は過去の期間に当期純利益で認識された勤務費用や利息費用に対する見積りの変更であるので、当期純利益に含めるのが適当です。一方、年金は超長期にわたる制度であり、短期的な割引率の変動に基づく退職給付債務の変動を即時に当期純利益に反映するのは適切ではないと考えています。早期に「OCI とリサイクリング」の考え方を明確にし、OCI に計上した数理計算上の差異は、P/L で翌期以降にリサイクリングを行って遅延認識する日本の改正会計基準や米国会計基準の会計処理の方向に IFRS が再度改訂されることを強く要望したいと思います。

前田 後藤さんは、今後の IASB に対してどのようなご意見をお持ちでしょうか。改訂 IAS 第 19 号に対する評価も併せてお聞かせいただければ幸いです。

後藤 ASBJ からアジェンダ・コンサルテーションへのコメントで、最優先項目として「OCI とリサイクリング」をアジェンダとして取り上げることを IASB に提案して下さっていることは大変心強い限りです。リサイクリングについては、利益の概念などとともに財務報告に関する概念フレームワークの「財務諸表を構成する要素の定義、認識及び測定」の中で検討すべき課題です。基本的な考え方がなく、

個々の会計基準ごとにリサイクリング、ノンリサイクリングを決めていく現在の状態は好ましいものではありません。

改訂 IAS 第 19 号については、年金資産の変動等の再測定金額は OCI で処理するものとされており、数理計算上の差異をリサイクリングしないということは、当期純利益を重視する立場からみると、労働の対価を資本から直接払うことと同じようにみえます。費用計上のタイミングは別として、当期純利益に、数理計算上の差異が反映されていないことには違和感を覚えずにはられません。

OCI の中で、数理計算上の差異のように当期純利益へ転化する項目と、OCI での認識が最終になる項目が混在するような状態は、当期純利益だけでなく OCI 自体の情報の有用性をも損ねているのではないのでしょうか。

前田 ありがとうございます。最後に、三輪さんは一連の状況についてどうお考えでしょうか。

三輪 まず、全体的な話として、利益や OCI の概念について整理をし、OCI に含まれる項目や OCI のリサイクリングの要否について検討することは大いに有用と思います。現状では、このあたりが必ずしも明確でないまま、

議論が進んでいるような感があります。

次に、改訂 IAS 第 19 号については、もともとの改訂着手の経緯からすれば、未だ検討途上であるといえると思います。今回の改訂対象から除かれた中には、例えば拠出ベース約定の取扱いといった、現在も課題として認識されたままの部分などがあります。したがって、今後の抜本的な検討を経てどのように改善されるのかに期待したいと思います。そのとき、世界の各国にはさまざまな退職給付制度がありますから、検討には時間を要すると思いますので、現在認識されている懸念に鑑みますと、早期に着手していただくのが望ましいものと考えています。

Ⅶ おわりに

前田 そろそろ予定の時間となりました。示唆に富む多くのご意見をうかがうことができ、非常に有意義な座談会になったものと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。これをもって終了したいと思います。